

新旧対照表（抄）

○ 中央区印鑑条例（昭和五十年三月中央区条例第三号）

		新	旧
		（登録資格） （略）	（登録資格） （略）
	2	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については印鑑の登録を受けることができない。 一十五歳未満の者	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については印鑑の登録を受けることができない。 一十五歳未満の者
	3	二 第十五条第二項の規定による法定代理人の同行のない成年被後見人	二 成年被後見人（法定代理人が同行の上、次条本文の規定により当該成年被後見人が自ら申請する場合を除く。）
	4	（登録申請） （登録申請の確認）	（登録申請） （登録申請の確認）
2	2	第三条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に印鑑を提示して自ら申請しなければならない。	第三条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に印鑑を提示して自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者（成年被後見人を除く。）が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。
2	3	（登録申請の確認） （略）	（登録申請の確認） （略）
3	3	前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うことができる。	前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うことができる。

新	一 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて区長の定めたものの提示があつたとき。
二 区市町村	において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が中央区（以下「区」という。）において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。
4 (略)	
(登録印鑑の制限)	
第六条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。	
一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名若しくは氏及び名の各一部を組み合わせたもの、氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）、氏の振り仮名（同号に規定する氏の振り仮名をいう。以下同じ。）若しくは名の振り仮名（同号に規定する名の振り仮名をいう。以下同じ。）若しくは氏の振り仮名及び名の振り仮名の各一部を組み合わせたもの、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは旧氏及び名若しくは旧氏及び名の各一部を組み合わせたもの、旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）若しくは旧氏の振り仮名及び名の振り仮名若しくは旧氏の振り仮名及び名	
旧	一 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて区長の定めたものの提示があつたとき。
二 東京都の区市町村	において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が中央区（以下「区」という。）において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。
4 (略)	
(登録印鑑の制限)	
第六条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。	
一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名若しくは氏及び名の各一部を組み合わせたもの	
、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは旧氏及び名若しくは旧氏及び名の各一部を組み合わせたもの	

新

旧

の振り仮名の各一部を組み合わせたもの又は通称（同令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

二 職業、資格等他の事項を合わせて表しているもの

三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

四 印影の大きさが一边の長さ八ミリメートルの正方形に收まるもの又は一边の長さ二十五ミリメートルの正方形に收まらないもの

五 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの

六 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの

2
(略)

(印鑑登録原票)

第七条 (略)

2 印影は、前項の印鑑登録原票

を磁気

デイスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第八条 区長は、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者（第十五条第一項の規定により代理人が当該登録をした場合にあつては、当該代理人）に対して直接に交付する。

又は通称（同令

第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

二 職業、資格等他の事項を合わせて表しているもの

三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

四 印影の大きさが一边の長さ八ミリメートルの正方形に收まるもの又は一边の長さ二十五ミリメートルの正方形に收まらないもの

五 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの

六 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの

2
(略)

(印鑑登録原票)

第七条 (略)

2 印影は、前項の印鑑登録原票（印影の部分を除く。）を磁気

デイスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第八条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者（第十五条第一項の規定により代理人が当該登録をした場合にあつては、当該代理人）に対して直接に交付する。

に対して直接に交

新

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第十二条 印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の届出)

第十三条 (略)

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑が亡失、毀損、摩滅等の理由により使用することができなくなつたときは、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を届け出なければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、印鑑登録証を亡失した場合には、印鑑登録証を添えずに印鑑の登録の廃止を届け出ることができる。

(印鑑登録の抹消)

第十四条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- 一 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
- 二 印鑑登録廃止の届出をしたとき。
- 三 区内に住所を有しなくなつたとき。
- 四 死亡したとき。

旧

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第十二条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の届出)

第十三条 (略)

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を届け出なければならない。

3 成年被後見人が、前二項の規定により届け出るときは、法定代理人が同行しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第十四条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- 一 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
- 二 印鑑登録廃止の届出をしたとき。
- 三 区内に住所を有しなくなつたとき。
- 四 死亡したとき。

新

五 氏、名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）、旧氏、氏の振り仮名、名の振り仮名、旧氏の振り仮名を変更し、又は旧氏及び旧氏の振り仮名を削除したため、登録されている印鑑が第六条第一項第一号に該当することとなつたとき、又は同条第二項に規定する印鑑に該当しないこととなつたとき。

六 外国人住民が、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。

（代理人）

第十五条 登録申請者又は印鑑登録者が、疾病その他やむを得ない理由により第三条、第四条第二項、第九条、第十条、第十二条、第十三条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による申請等を自ら行うことができないときは、代理人により行うことができる。この場合において、当該代理人は、第十二条の規定による届出及び第十七条第一項の規定による申請を除き、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人が登録申請者又は印鑑登録者である場合にあつては、法定代理人が同行の上、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第二項の規定による申請等を自ら行わなければならない。

（印鑑登録の証明）

旧

五 氏、名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）若しくは旧氏を変更し、又は旧氏を削除したため、登録されている印鑑が第六条第一項第一号に該当することとなつたとき、又は同条第二項に規定する印鑑に該当しないこととなつたとき。

六 外国人住民が、法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。

（代理人）

第十五条 登録申請者又は印鑑登録者が、第四条第二項、第九条、第十条並びに第十三条第一項及び第二項の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人が印鑑登録者である場合にあつては、第十三条第一項及び第二項の規定による届出を自ら行わなければならない。

（印鑑登録の証明）

		新	
<p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による証明は、第七条第一項第三号及び第五号から第八号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書により行うものとする。</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による証明は、第七条第一項第三号から第七号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書により行うものとする。</p>	第十六条 (略)	
<p>(印鑑登録証明書の申請等)</p> <p>第十七条 印鑑登録者が印鑑登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請等)</p> <p>第十七条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	第十七条 印鑑登録	